

令和6年度 第7回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和6年10月28日(月)

14:00～15:30

場 所：福島第二地方合同庁舎 1階会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、元井、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、金子、大内、佐藤、鈴木

1 開 会

(会 長) 定刻となりましたので、これより令和6年度第7回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

2 定足数の確認

(会 長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、公益の長谷川委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(会 長) それでは、本日本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日本日予定しております議事は、(1)特定最低賃金(電子部品等製造業、計量器等製造業)改正の必要性の有無に係る審議・答申。(2)特定最低賃金(電子部品等製造業、計量器等製造業)改正の必要性の有無の審議について、全会一致で必要性有りの結論が出た場合にはその後の手続等の審議をいただく予定としております。

(1)特定最低賃金(電子部品等製造業、計量器等製造業)改正の必要性有無の審議について

(会 長) それでは、前回審議会でも継続審議とした特定最低賃金(電子部品等製造

業、計量器等製造業)の改正の必要性の有無について、審議することとします。

ここで、審議に先立ち、労使それぞれ協議を行う必要はございますか。

(な し)

(会 長) それでは、審議を進めます。

電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側より御意見をお伺いします。

(塩澤委員) 塩澤より電子部品関連についての最低賃金の改正の必要性ありを主張させていただきます。

審議会の参考人意見陳述も含めまして、我々の産業としては特定最低賃金の金額の改定をいただきながら、議論を踏まえていきたいと考えております。

基幹労働者の最低賃金の設定をするに当たって、私たちは産業を守るという観点からも、単に簡易な作業と分けております。基幹労働者の産業でもありますし、我々の産業の中に人材が集まってくるようにしていかなければいけない、人材をフルに活用しながら生産していくという仕組みを使って生産をしている会社が非常に多くあると考えております。

地域別最低賃金と同じ額で人が集まってくるのか、今、かなり人手不足だという話も聞きますので、そういう意味では優位性を持ちながら、我々の産業に人が集まって作業がしやすい、そのような環境をぜひとも作っていくべきではないかと考えております。

人件費を抑制するのではなく、一定程度の最低限度の賃金に改善しながら、働き手にやる気を感じていただき、それが利益に回ってくるという仕組みなども非常に大切だと考えておりますので、我々の産業の最低賃金の議論を、審議入りさせていただきながら意見交換をさせていただければと考えているところです。以上になります。

(会 長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(安達委員) 電子部品等製造業の最低賃金の必要性につきましては、今までも申し上げておりますが、必要性無ということで考えております。

同じような話になって申し訳ございませんが、昨今の地域別最低賃金の上昇が非常に著しいという状況であります。これはかつて無かったような状況ということで、新しく起こっている状況だと思っております。

それから、政府に関しましても、地域別最低賃金の水準が今度は1,500円ということで、30年代半ばとしていたものを2020年代という目標も掲げられているということで、今後もこのような著しい上昇が続いていくと予想される状況かと考えているところでございます。そのような状況で、電子部品等製造業につきましては、埋没の状況が令和3年から続いているという状況があります。このような状況が今後も継続していくということも予想されることから、やはり特定最低賃金につきましても形骸化の状況にあるのではないかと考えておきまして、この特定最低賃金の制度自体、速やかに見直すべきというのが私の考えでございます。

それから、前回もお話ししましたが、商工会議所関係の電子部品等の企業にお話を伺ったところ、955円という地域別最低賃金以上に高くする必要はないという回答をいただいたのが6割強でございます。それから価格転嫁につきましても、中小零細企業は非常に厳しい状況でありまして、全く価格転嫁ができない、もしくは出来たとしても半分以下というのが6割でございます。企業の声としまして、中小零細企業は価格転嫁が思うように進んでいないというのが私の認識でございます。賃金を上げていくにはしっかりと原資を確保しないと上げられないということもございまして、大手の方は春闘等で賃金が上がっている一方で、中小につきましてはコストダウンを未だに要求されていることが県内では見受けられているということで、原資を確保できないという状況が続いている以上、特定最低賃金についてもこれ以上、上げるということが難しいと考えております。

以上のことから必要性はなしと考えているところでです。以上です。

(会長) ありがとうございます。

一点、私の方から伺いたいのですが、昨今の地域別最低賃金の著しい上昇とおっしゃっていて、それは今後も続くだろうし、1,500円への引き上げの時期も現政権になって早まっていると、その点の御懸念が示されて、同時に、電子については埋没しているということで、すでに形骸化しているという御意見でしたが、最賃がかなり早いペースで上がっていくという状況が続き、埋没しているという状況が変わらなければ、埋没している状況を放置すればそのまま埋没するに決まっていますが、ということは、もう福島県では二度と電子部品の特定最低賃金の改定の必要性はあると考えることはないという、そういう御意見でしょうか。

(安達委員) はい。

(会長) わかりました。

他に御意見等いかがでしょうか。

(なし)

(会長) 電子部品等製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について審議を行い、8月9日の第4回審議会以降、4回にわたり審議を重ねてまいりましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至らず、また、全会一致で必要無しとの結論にも至っておりません。

残念ながらこれ以上審議を重ねても全会一致に至る見込みは厳しいのではないかとおられます。「全会一致に至らないので、必要性有りとの結論に達し得なかった。」との取りまとめとせざるを得ませんがいかがでしょうか。

(高橋委員) すみません。全国の審議入りしている、していないという状況を確認させていただきたいと思うのですが、その資料はありますか。

(室長) 今日、お出しできる資料として取りまとめてはしておりません。

(高橋委員) 何県ぐらい入れて、何県ぐらい入れてないかぐらいはわかりませんか。

(室長) お待ちいただければ御準備いたします。

(会長) 可能であれば口頭でも結構ですか。

(高橋委員) 口頭でも結構です。それが、例えば福島だけのものなのか、何かの事情があるのか確認させていただければと思います。

(会長) 少々お待ちください。

(志賀委員) 安達委員に質問させていただいてよろしいでしょうか。

8月18日付の日経新聞に、日本商工会議所の小林会長のお話がありました。大企業には下請企業との共存・共栄の意識が必要だと述べておられますが、その大企業に、下請企業との共存・共栄の意識を植え付けるにはどのようにしたら宜しいと思われませんか。

(安達委員) それは日商に聞いてください。私の答えることではありません。

(志賀委員) 安達委員も先ほどから価格転嫁が出来ていないとおっしゃられておりますが、こうすればいいとか、自分のお考えはございますか。

(安達委員) 企業の声を聞きますと、中小ほど価格転嫁が出来ていないという状況がありますので、中小といってもそれぞれレベルはあると思えますが、交渉を受ける方と交渉をさせてもらう方、両方がきちんとそれなりの商品には

それなりの価格をつけるというようなことが、中小零細企業に対しては特に見ていただけるような環境を作っていただかないと、原資がないわけですから上げられないという現状です。

(志賀委員) それはどこに言ったらそのようにしてもらえるのですか。

(安達委員) 私は分かりません。

(志賀委員) 声を上げていくしかないのですよね。

(安達委員) 声は上げております。

(志賀委員) ありがとうございます。どこに上げているのでしょうか。

(安達委員) パートナーシップ宣言にはきちんと入らせていただいております。

(志賀委員) それが届いていないということなのですね。

何かフォーマットのものは作れないのでしょうか。

(安達委員) 私が作るものではないと思います。

(志賀委員) どのようなところでそういうものを作るものなのですか。

(安達委員) わかりません。

(松本委員) 価格転嫁のフォーマットのなところにつきましては、私も審議会の中でお伝えしてきましたが、事務所の方に関係議員に来ていただいたり、組織内国会議員とか、そういったところに対しては、私の取り組みとしては要請をしているというのが一つです。やはり中小ですと、どのようなデータを出したところで認めてもらえない、しっかりとした根拠が整っていてもノーと突き付けられてしまうという状況なので、そういった状況を変えていくためには、政府としてしっかりとフォーマットを展開して、このフォーマットを使って価格転嫁の交渉、取組を行ってくださいという取組が必要なのかと考えております。すぐにはと言わないでしょうけど、今大きく物事が動く時期になっておりますので、この価格転嫁の取り組みも、我々産業別労働組合JAMとしても7年目に突入して、ようやく大きく動き出した年でもありますので、そこはこれから経営者の方々の意見なども吸い上げる必要があるというところでございます。

(塩澤委員) 安達委員の、電子部品における県内の特定最低賃金の必要性は今後ないという発言に対しては危機意識を持たないといけないと感じます。

労働組合があるところの労使関係の中で、春闘だけが賃上げの内容だと思っていないと思っております。労働組合がない会社においては、労働者の格差が助長してしまわないかという懸念もあります。従って、格差を一

定程度埋めていく、その一つの内容に、県内における特定最低賃金の議論の場があるかと思えますので、必要性は今後ないということではなく、機会を得ながら、また情勢が変わってくるようであれば、議論をしていただいた後に、どのような金額の設定が相応しいのか、そのような判断をいただけないかと思えます。

一方で、地域別最低賃金の想定上の金額は安達委員からありましたが、あくまでこの金額は政治が決めるわけではないですし、地域における議論を踏まえて、審議会場で金額を判断していくということだと思えますので、30年半ばか20年内、もしくは先日、経団連から今の主張に対して、3年以内に1,500円にするべきだという話もありましたが、このような言葉だけで先行していくのがいいのか、しっかりと審議会場で議論すべきだと思えます。

(佐藤委員) 一言言わせていただきます。全国の事業所の中で、労働組合がある事業所はあまり多くはないと思えます。そういった中で、規模については大中小ありますが、無理に労働組合のないところに対して、組合のあるところが高い賃金水準を押し付けること自体いかなものかと思っております。それぞれの事業所で中身は当然違ってきますので、ある程度原資確保が出来て、引き上げることのできる事業所はどんどん引き上げていくべきだと思えますし、そうでないところもありますので、そこに強制的に押し付ける話ではないと思っております。労働組合のある組織が全事業所の中で90%あって、残りの10%に対して出来るだけ近づいてほしいということと言うならわかりますが、それと真逆ですので、そのところを考慮していただければと思います。

(会長) 全国の特定最低賃金の審議入りの状況の一覧を御用意いただきありがとうございます。

(室長) 御説明させていただきますと、設定されている県を一覧表にしまして、必要性の有無で有となっていて数字のないところは、まだ専門部会で結審していないという状況になっております。

(高橋委員) 分かれば教えていただきたいのですが、東北地方で各県、電子デバイスに関わる最低賃金の交渉がされている、必要性有ということで審議入りしている、また、関東圏で福島県に隣接する茨城、栃木、我々が目指すような埼玉、千葉が審議入りしている状況で、福島県だけがまだ審議入り出来

ない意味合い、周りの各県と話し合い等をされていたりするののか、我々独自で、なぜ電子デバイスが審議入りできないのか、もう一度お聞かせ願えるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

東北各県含め他県は審議入りしておりますが、福島県はまだ審議入り出来ないというお話をいただいておりますが、先ほど原資がないというお話もありましたが、金額レベル的には他も変わらず、ここから産業として横並びである程度上がってくるだろうと思います。全国各地どこで作っても同じ値段でいこうというのがこの特定最低賃金だと思いますし、そういった観点で、我々も追随しながらというところと、我々としては、金額どうこうというのは審議入りしてからの段階であって、まずは、話し合いの機会をいただけないかというところが今回の話になると思いますので、入り口から話し合いはできないということ言われてしまっているの、話し合いの機会をいただけないかというところで、申し出をしている状態でございます。

その件、安達委員いかがでしょうか。

(安達委員) 必要性無ということで、理由につきましては先ほどお話ししたように、地賃の上昇率が非常に大きいということと、それから福島県の場合は特賃の埋没が続いているという状況があります。それから、地元の企業の声を聞きますと、これ以上は厳しいという声もあるということから、私としては必要性無しということで変わりございません。

(橋本委員) 私の手元に計量器の表があるのですが、これと同じような表が電子部品で作れないのでしょうか。というのは、私が推測するに、電子部品の商工会議所の会員の法人の従業員数が一桁とか10人くらいのところが多くて、50人を超えるような企業がそんなに多くないという状況なので、零細の会員が非常に多いので、そういう御意見になっているのではないかと推測するのですが、こういう表を作っていただくと、安達委員がおっしゃっている根拠が納得できるのではないかとってお伺いしております。

(会長) 橋本委員の御意見がありましたが、改めて伺いたいことは、橋本委員の御意見は、言うなれば福島に特別限った問題ではないから、他方で地賃はすでに福島県よりも高くなった地域もあります。私たちの55円以上の引き上げをした地域も含まれていて、そこで必要性有となって審議が進む、あるいはすでに結審しているところがあるという時に、福島県の電子部品

等製造業については、交渉の余力がないというぐらいに、特に必要性無と判断せざるを得ないというのは、他の審議入りした県と比べて、なぜ福島県は無理だとお考えなのかを、安達委員に伺ってよろしいでしょうか。

(安達委員) 埋没の状況が他県とは違うと思うのですが、去年もし審議入りしたとしても今年も埋没したかと思しますので、3年続けて埋没しているということ自体が、特定最低賃金の意味を成さないとは考えています。このことについてこの資料だけで分かりませんが、私の見るからに、福井県や宮崎県、鹿児島県は福島県と同じような状況で必要性無となっていると考えます。

これからもっと地域別最低賃金が上がってきた場合に、必要性無とするか必要性有とするか、それぞれの県によって違うと思いますが、福島県は少なくとも3年間続けて地賃が上回っているような状況にあるということが特殊な事情かと私は考えておりますので、特定最低賃金の形骸化の視点、価格転嫁につきましては現場の声としてなかなか進んでいない、原資が稼げていないという状況なので、非常に難しいと思っているということで、必要性無という考えは変わりございません。

(会長) 価格転嫁が進んでいないのは福島県だけではないと言えます。3年続けて埋没したというのは審議入りしなかった結果でもあるので、改めて埋没しているということが必要性無の根拠にはならないよう思うのですが、いかがでしょうか。

(佐藤委員) そもそも論から入りますが、審議入りしなければ当然そのままです。他県が審議入りすれば毎年積み上がって上がっていきます。その格差はどんどんついてくることになります。大体、制度自体が破綻しております。不公平な制度ということで、地方で審議会を開いて決める事ではないレベルまで来ております。中央でこの辺のことを考えていただかないと、議論がいつまで経っても平行線です。必要性有ということで審議入りしてもいいですが、どんどん金額差がついていきます。地賃の場合は東京を頂点にして、残念ながら秋田県が今年度最下位になりましたが、格差を解消していきこうという流れの中で、特賃だけ、特定の業種が各県ばらばらに存在している。当然過去の経緯があって、使用者側も賛成して残った形になっていることは理解しますが、昔の時代背景と今は変わっておりますので、根本的にそのことも含めて考えて是正していかなければならない。これからま

すまず、審議入りしていないところと審議入りするところ、また、やむを得ず必要性有として審議会を開いて金額を毎年上乘せさせていくところとでは、これから10年経ったら、500円、1,000円と格差がついていく、本当に制度自体これでいいのでしょうか。その抜本的な部分については、地方の審議会ですら議論をしても解決に繋がらない。やはり中央の審議会ですら根本的な部分について議論を再開していただかないと、無理があると思います。

他県で必要性有として上げているから、福島県も必要性有として上げていかなければならないという発想は、違うのではないかと思います。そもそも、必要性が有るから特定最低賃金ということで議論をして金額を引き上げていくわけです。埋没した時点で必要性は基本的に無くなると思います。色々と解釈の仕方がありますのでそれは構いませんが、ただそれ自体私はおかしいと思っております。以上です。

(塩澤委員) 資料の訂正をお願いします。福島県800円ではなくて880円です。

(室長) すみません。最終チェックをしないまま用意してしまいました。申し訳ございません。

(塩澤委員) こちらの内容の最終チェックはされていないということでしょうか。他の県は大丈夫なのでしょうか。

(高橋委員) 今、色々佐藤委員からおっしゃっていただいたところですが、特定最低賃金は当該労使間で話し合いをさせていただくことが一番の目的かと思えます。ややもすれば金額だけが一人走りしてしまっている状況になってきていますが、労使間で年1回、今の状況を一緒に話し合いをさせていただく良い場であって、平日頃の自単組の話し合いとは異なって、中小企業の委員さんも出られていただいて、そういうところの意見を聞くということで、非常に参考になる良い機会だというのがこの場かと思っております。ですので、そういった話し合いにまず立たせていただきたいというのが一つです。

あと、金額については、その時点で例えば埋没しない程度であれば、地域別最低賃金プラス1円とか2円という考え方も出来るかもしれませんが、そういう交渉になったとしても、翌年また話し合いをして、さらに地域別最低賃金を上回る額にだけしながら、その産業の魅力をどのように今後につないでいこうかと、全くその話し合いの機会がなくなってしまうという

こと自体が、産業の魅力を落としていくということになると思いますので、そういった点では、話し合いをさせていただくという場の提供、そういった形でこの場を使わせていただけないかなというのが一つあります。

大きく埋没してしまったという状況をおっしゃられておりますが、一番大事なところは、その産業の実情を話し合う、先ほどの価格転嫁が出来なくて困っているというお話を受ければ、今後どのようにやっていきましょうか、という話も出来るかと思えますし、やはりそういった点で、話し合いの場をいただけるということが、一番の我々の目的でもありますし、そういったことの専門部会を開ければいいと思っていますので、そういった観点に一度戻っていただいて、もう少しお考え直しいただけないかどうか、検討いただけないでしょうか。

(会 長) 今の御意見は、本日の審議会においてということでしょうか。

(高橋委員) そうですね。今の意見を聞いて考えの余地はないでしょうか。

(安達委員) ございません。

(大越委員) 電子デバイス部品の企業の方とお話させていただいてきたところです。

また、電子デバイス部品に派遣されている派遣会社様ともお話をさせていただきました。派遣の方も特定最低賃金を参考にして金額を決められているということをおっしゃってありました。他県では審議し上げがなされています。福島県では審議されていないことで、イメージがあまり良くないそうです。全国的に事業をされている派遣会社では、高い賃金の企業に優先して派遣せざるを得ないという状況があるというお話も聞いており、他県へ目が向けられます。福島もこのまま金額審議しないというところでは、産業の魅力がどんどん下がってしまうということもありますので、そういった観点から考え直していただきたいということです。

連合福島に加盟していない電子部品デバイス製造業の企業の方から、最低賃金のポスターの特定最低賃金が一覧表に表示されている中で、電子デバイスが審議入りできないというところでは、言い方は悪いですが、一般の簡単な作業の方と比べられて同等にみられて、求職者は、単純な作業に流れてしまいます。電子部品デバイスは県内の基幹産業です。福島県にとっても大きな収益だと考えております。労使で課題を共有しながら、魅力無くさないようお願いできないでしょうかということ、付け加えさせていただきたいと思えますし、また、今回提出しておりますたくさんの

方の署名への御協力もごさいます。もう一度考えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

(会長) 全会一致で必要性有りとの結論には至っておらず、同時に全会一致で必要性無しとの結論にも至っておりませんが、いかがでしょうか。

(なし)

(会長) では、全会一致に至らないので、必要性有りとの結論に達し得なかったという取りまとめとせざるを得ないということですが、いかがでしょうか。

(なし)

(会長) それでは、電子部品等製造業最低賃金改正の必要性の有無について、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。」旨の答申を行うことといたしますがよろしいでしょうか

《 異議なしの声 》

(会長) それではその内容で答申することといたします。

次に計量器等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側より御意見をお伺いします。

(松本委員) 労働側委員の松本です。

先ほど高橋委員からありましたように、年に1回、しっかりと当該労使を交えた意見交換の場ということも含めて、こういった場を御理解いただきながら、進めていただきたいと思っているところです。

福島の計量器につきましては、他県で同様の特定最低賃金を定める県においては、現時点で必要性有りということで議論が進んでおります。そういったところで、一番関東圏に近い福島ですと、板挟みになって、両方に人が流れていくということもあります。先ほど大越委員からもあったように、ポスターに、必要性無になって地賃と同じ額になるということは、それだけでかなりのマイナス要因となります。前回の参考人意見陳述でも発言ありましたように、60歳以降の雇用について、まだまだ60歳以降の雇用形態というのがはっきりしない中で進んでいます。一方で、技術伝承が進まないというところで、そういった人の存在、各企業必要としているという声が多々あります。65歳過ぎても雇用しているが、この人がいなくなったら大変だという会社も、小企業、零細企業になればなるほど、そういった人が増えていくということも実態としてごさいます。そういったところも踏まえて、1円でも高くということ、私の方ではお願いとして

あります。尚且つ、地賃より1円上回った額で適用労働者数の影響未満は変わりはないということもありますので、今一度、前向きに御検討いただいて、審議入りの必要性ということで認めていただけないかと思います。

正直、価格転換云々というよりは、人をとれない企業は存続出来なくなってくると言われてきております。従業員の取り合いが始まっておりますので、いくら仕事があっても、従業員がいなければ仕事が回らないと言われております。そういったところで、主要産業の賃金の魅力ということで、前回もお話させていただいておりますが、優位性を保ちながら、議論してきた経緯もございます。一昨年、対地賃率がありすぎるということで、一旦様子を見ましょうという経緯もございますし、埋没した、しないについては、冒頭で熊沢会長が述べたとおり、タイミング的な問題もありますので、福島にとってマイナス要因は一つでも作ってはいけないということもありますので、栃木には突き放され、岩手には追い越されという状況もマイナスな影響になります。そういったことも含めて、御検討いただきたいということで、お願い申し上げます。よろしく申し上げます。

(会長) 労働側委員から他にありますか。

(志賀委員) 2024年7月の日経新聞にあったのですが、日本では年間80万人のペースで人口減が進んでいます。人手不足は深刻になるという記事になっています。最近の新聞記事でパーソナル総合研究所と中央大学が2035年の時点で、日本の労働力不足は384万人、これは2023年の2倍に達するという推計をまとめています。ということで、福島の現状はどうかと思って調べてみました。転入から転出を差し引いた社会増減数は2021年で6,116人、これは全国でワースト2位。2022年6,732人でワースト3位。2023年6,579人でワースト4位になっています。これを15歳から24歳の若年層に絞った場合、2021年の段階でワースト1位。2022年ワースト2位。2023年ワースト6位と、全国下位の順位を推移している状況です。労働力の不足は待ったなしの状況だと思います。

産業別最低賃金の引き上げで、福島県の製造業がしっかりと人材を確保すること、中小企業、零細企業の皆さんが、活躍してくれるようになってくれたら嬉しいなと思います。

賃金が上がれば消費も増えます。消費が増えるということは福島県で経

営をされている方にもメリットがあるのではないかと思います。

福島県が元気になるということは、地元に戻りたいという若者の後押しにもなると思います。今、労働力不足という未来があるなら、産業政策として、産業別最低賃金を考えて、しっかり労使で話をさせていただきたいと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(金子委員) 意見の前に、前回の宿題をいただきました資料の説明をさせていただきます。

うちの方は88商工会、2万社の会員のうちの、時計と同部品製造業と計量器・測定器・分析器の製造業、こちらが、2万社中、時計部品が7社、測定器が5社、合計12社ありました。売上までは把握しておりませんので、それは入っておりません。人数的に見ても、例えば0というのは一人親方、多いところで75名ということでございまして、特賃を考えていくときに、大きいところという視点ではなく、あくまでも少ないところ、小規模のところにも目を向けなくてはいけない、それは結局、支払い能力に尽きるということになりますが、そういったことも含めて、すでに地域別最低賃金で十分役目を果たしていける時代になったと私は考えております。

あと追加の資料で、商工会連合会の方で、9月までの景気の状態の資料が出来ましたので御覧になっていただきたいと思います。配布をお願いします。これが、中小企業の景気の調査ということでやっております。調査概要については1枚めくっていただきまして、県内の商工会会員の大体210企業に対して208、回答率99.0%ということでございまして、一番下の、前回令和6年6月1日のお天気マーク表、いわゆるDI値ということで、不景気か景気が良いかということです。売上状況の実績として、サービス業以外はすべて雨降り、いわゆる景気が悪いという状況でした。その次のページは、今回の調査です。やはり製造業については、実績は曇りマークになってきていますが、見通しは悪化を辿っていく、建設業や小売業は土砂降りというような状況が分かっております。こういったことも含めまして、やはり特賃はあくまでも最低レベルと言いますか、私はセーフティネットと考えますが、もはや地賃で行くべきだと思っております。

安達委員と私の方は、公正競争確保ということも考えますと、必要性無を主張させていただきます。

(会長) ありがとうございます。他の委員から何かありますか。

(松本委員) 松本です。公正競争につきましてですが、阻害していることを証明する資料は、私もたぶん何年かかっても出せないだろうと考えておりますが、今の賃金格差を産業別に見たときに、賃金格差が少ないというのは、特定最低賃金の存在が長年について議論されてきた、必要性が認められてきたということで、こういった結果になっているのではないかと思います。やはり、申し出の要件を満たしているということで、そこを認めていただいて審議会に進んでおりますので、公正競争は今の現状がこれまでの経過の実績なのではないかと考えております。

あとは、これだけ地賃が上がっているから、地賃で役割を担っているということに関しましては、個人的な解釈になってはいますが、そうであれば来年以降の地域別最低賃金の審議に当たって、特定最低賃金の情勢を踏まえた議論を盛り込んでいってもいいというような受け止めを私はしてもいいのかなというところでございますが、その辺はいかがでしょうか。

(金子委員) やはり最低賃金の法律に基づいてやっているわけですので、制度の見直しが必要なのではないかとということを述べさせていただきます。もはや法律の限界が来ているのではないかという感じです。

(松本委員) 法律に則ってというところで、改正が必要だというところでございますが、それをこの場で言われたところで我々がそこを変えれる余地もございませんし、あくまでもここは福島県の特定最低賃金の審議会の場でございます。そういった要望は確かに我々も必要だと思っております。ただそれは、ここで議論する内容ではないのかなと思います。今後審議会が終わって、向こう1年間の色々な方針があります。そういったところで、要望ということで強く我々経営者協会、経営者側、労働側も踏まえて、そういった要望をしていかなければいけないのかなと思っているので、それはこの場で議論するのはどうなのかなと思ったところでございます。

先ほど、地賃より1円プラス、56円でも影響未満率は変わらないというところで、1円が変わらないだろうと思うのが本音かと思いますが、1円でも高く計量器の金額がポスターに載っているという役割はかなり大きいと思うので、そういうことも踏まえて、前向きにお考えいただきたいと思えます。

(大越委員) 福島県としての特定最低賃金ですので、それはやはり中央であったり、

そういったところに委ねるということになってくると思います。そこはそれぞれの団体からの申し出によって変化していくものだと思います。

松本委員からありましたが、審議がなくなってしまうという金額が据え置かれたりということが、企業にとってマイナスのイメージになってしまって、なかなか人が集まらないそうです。使用者の方、派遣の方にも伺いました。特定最低賃金を一つの目安にしながら金額を決め、人を集めているというところも、それぞれの産業に御理解をいただいて決めてきたところでもあります。

福島県は製造業で収益を上げ、県の成長に大きく関わってきたというところもありますので、その魅力を閉ざさないように、それぞれの産業で、魅力を高めていくためにも必要です。

働き手が流出してしまうということで、県の人口対策のセミナーにも出てきましたが、企業の魅力を高めながら賃金を高くしていかないと、人口流出、若い方が特に出て行ってしまい、福島の魅力がどんどん下がってしまうということにつながります。人口減少対策の講演での知事も、若い方が福島に留まっていくということをもっと意識していかないといけないということで、企業の方、経営者の方については、厳しい状況ではありますが前を向いて欲しいというメッセージを出されていたと私はとらえました。

ぜひ福島の県内の産業の魅力をなくさないためにも、ぜひお願いしたいと思いますし、機能を果たしていないということについては、そのようなことではないと思います。しっかりとそれぞれが話し合っ、金額を決めることに意義がありますし、プラス1円だとしても、それぞれの産業で話し合ったうえでの金額ということでは、地賃とは違うという意識付けにもなるかと思えます。価格転換のこともございましたが、他の県では、追加して県から出していただくような動きをしているところもあると思います。そこは労使でそういったところに協力しながら、金額を少しでも、中小企業の方が出せる原資を確保するためにも、福島独自の部分をプラスしていただけるような取組を続けていきながら、産業の魅力を高めていければと思っているので、審議を途絶えさせないように続けていただきたいと思います。

取り留めのない話ですが、審議入りをしていただけますよう、御検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございます。公正競争が阻害されているということの検証責

任はこの場にはないというのは、すでに前会長の時の議論で、金子委員の前任者の方との議論で、公正競争の障害がされている状況の検証責任は労働側にはないし、それは一般的には、賃金格差の存在そのものをもって、公正競争に関する障害する一要因になり得るという類推でもって事足りるというのが、当時の会長の御理解だったと思います。その点はここで議論しても仕方ないと思います。

それから、日本の最低賃金はそもそも業者間協定から始まり、今では審議会形式になって、全労働者に適用するものになっていますが、そう考えれば、特定最低賃金と地賃は性格の違いがあるということはあると思いますが、同時に同じ最賃の制度であるということで、一般的には地賃というものが最低限、全労働者に対して課しているということに対して、そこから少し色々な根拠で抜け出るいくつかの産業がある、そのいくつかの産業、例えば私たちの県ですと5業種あり、必要性有るか無いかという議論が始まるわけですが、それはその地域における産業の存在感や意義で歴史的に定まっているので、その構成を私たちがリセットするということは、制度的に不可能ではないのかもしれませんが、あまりそれは考えられていない、少なくともこれまでやってきた産業についての必要性の有無についての議論をしています。

本来、福島県には他の産業があるはずだからという考え方も出来ませんが、そこは今、必要性の有無は5産業については議論をして、可能であれば改定に進もうという、こういう制度の建付けになっています。それは皆さん御存じのとおりです。その制度自体が、今の時代に合わないという言い方をしているのか、段階的に徐々に形骸化や無意味化してきたものだということについては、私は反論はありますが、ここでは、現行の制度に従って全会一致が可能かどうかというところで、必要性の有無を判断するという手続きに進むほかありませんので進めます。

計量器等製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について審議を行ってきましたが、8月9日の第4回審議会以降、4回にわたり審議を重ねてまいりましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至らず、また、全会一致で必要無しとの結論にも至っておりません。

残念ながらこれ以上審議を重ねても全会一致に至る見込みは厳しいのではないかと思います。「全会一致に至らないので、必要性有りとの結論に達し得なかった。」との取りまとめとせざるを得ませんがいかがでしょうか

か。

(高橋委員) 松本委員の方から、お話し合いをさせていただいて、1円だけでも上乘せになった状況まででも良いので、お話し合いをさせていただけないかということに対して、御回答いただいてなかったもので、その件はいかがでしょうか。

(金子委員) 委員の立場として、私の心情に合わないと思っております。1円ということも考えられません。やはり、小規模事業者の支払い能力を考えていただきたいと思えます。1円だから大丈夫だろうという話もあるかと思えますが、それは違うのではないかと考えております。

(高橋委員) ありがとうございます。

我々春闘の時に労使でお金の交渉をさせていただいて、今年いくらししようというお話をさせていただく場を、会社の方で持たせていただいている身分ですが、この組合がないところについては、我々の交渉のベースや、ここで交渉させていただく金額が皆さんの金額のアップだと思うのですが、今そういった観点で、物価等も上がってきている状況にあるのですが、そういったことで、組合のない計量器の皆さんについては、金額改定については順当に上がっているような状況になっているのでしょうか。

最低限のレベルの状況が、しっかりと積み上がった状況になっているということを確認とれるのでしょうか。

(金子委員) 営業自体の確認は商工会としてはしておりませんので、確実に上がっているということは確認出来ませんが、基本的に、地賃がこれだけ上がっているのが、悲鳴を上げています。

(高橋委員) 我々も、交渉させていただいて、金額ベースを今の955円を956円ですと出たときに、今年そこまでが最低ランクなんだなと抑止力になると思っておりますので、ぜひとも話し合いをさせていただきながら、産業がどのように今後進んでいくのかとか、どういったところに問題を抱えているのか、労働側として気づかないところを教えていただく、そのような場も設定できるのではないかと考えておりますので、金額的にもなんとかいけるような金額ではないかと考えておりますので、厳しい状況は理解するものの、今後のことを考えれば少しずつでも、魅力をつないでいく、人材確保の話し合いも出来ますし、大越委員からもあったとおり、制度の問題等々も我々の共有課題にしていこうという話し合いも出来れば良いと思えます

ので、再度、お考え直しいただきながら、交渉だけでもさせていただけないかお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(金子委員) 今年の10月4日の民友の新聞記事を御覧になったかと思いますが、助成金申請が倍増になっているということで記事になっておりますが、倍増といっても120件しか出ていないということになります。もう少し周知をしていただきたいというのが、我々の意見でございます。

(高橋委員) そういったお話も必要だと思います。労働局さんの方にも使いやすい制度、手続きを簡素化できるようなところの申し出も出来るかなと思いますので、やはりそういうのは関連する労使がお互いにやらないといけないと思いますので、そういったこともあり、お考え直しいただきながら審議入りを御検討いただけないでしょうか。

(金子委員) ここ3年の地賃の上げ幅に、これ以上耐えきれないというのが私の心情でございます。

(基準部長) 申し訳ございません。事務局でございます。先ほど御指摘いただきました業務改善助成金の申請件数でございますが、我々の方でも周知をさせていただいているところでございますが、御指摘いただいたとおり、新聞報道では120件ということなので、まだまだしっかりと周知してほしいという御指摘でございますが、しっかりと周知して参りたいと思っております。

現在の状況でございますが、現時点でございます300件、去年の全体の数字にすでに並んでいるという状況でございます。今後まだ時間がございますので、しっかりと周知を諮って、様々な御指摘、先ほど高橋委員からございました、申請のやり方が難しいということもありますので、そのようなことも含めてしっかりと周知させていただいて、不要なところについても本省に申し上げながら、なるべく申請されるところの負担が減るような形で、且つ、なるべく多くもらえるということになれば良いと思っておりますので、そのような御意見をいただきながら、しっかりと助成金を進めていきたいと思っております。

大変申し訳ございませんが、確認したいことがございまして、先ほど松本委員からございました、地賃の審議のときに、特質の審議も併せてというような御指摘をいただいたところでございますが、それは、個人的な御意見ということでよろしいでしょうか。

(松本委員) 例えば、使用者側の方で地賃がこれだけ引き上がっているのだから役割

を担っているということであれば、そこに特賃の基幹労働者、産業といった情勢も踏まえていいのですねと、個人的に、私の考えとして述べさせていただきます。

(基準部長) そこは個人的な意見として受け止めてよろしいのか、もしそれをやってしまうときちんと皆様と御協議をいただきながら、来年の審議を考えないといけないかと考えているところでございます。

併せまして、特賃と地賃の意義というのは全く異なるもの、御承知おきかと思いますが、要覧を見ていただきますと、今までの歴史も含め、地賃と特賃の考え方がそもそも違うので、そこで同じような審議をしてしまうと、審議する材料が全く異なって、審議が錯綜してしまうのではないかという懸念もされるところでございます。その点は、皆さんと御意見をお伺いしながら進めさせていただければありがたいと思います。一般的に言うと、それはやらない方がいいのではないかと思うところでございますので、御理解いただければありがたいと思います。

それからもう一点、先ほどから法改正、特賃の議論については法律として意味が成さない、制度として意味が成さないのではないかという御指摘をいただいているところでございますが、大変恐縮でございますけど、それは地方最低賃金審議会で議論いただく議論ではないのではないかと申し上げさせていただきます。そこは御指摘いただいているとおり、中央最低賃金審議会、中賃で話し合うかという点はまた別でございます、法律的な制度でございますので、労働政策審議会というところの審議のマトーになるかと思っているところでございます。

制度としてございますので、地方最低賃金審議会の場で、その制度に合っているかどうかというところで、必要性、また金額について御審議いただければ、大変ありがたいと思います。

なお、御意見につきましては、賃金室の方から本省に上申させていただいて、このようなことをすべきではないかという話をさせていただいているところでございます。特賃についても同様でございますので、念のためお伝えしておきます。以上でございます。

(佐藤委員) 最低賃金審議会の委員にはじめてなったときに、特賃の必要性の有無に関して疑問に思うことを先輩委員の方々に色々申し上げたのですが、地賃と逆転しない限り必要性無と発言出来ない、それまで待つしかないと言

われました。18年もの間、苦渋の決断として必要性有りとしてきましたが、ここ数年の間に最賃が大幅に引き上げられて、逆転現象、埋没が起きまして、ようやく必要性無と発言出来るようになったと感じております。当然私は、基本的には不公平な制度だということで、特定の5業種だけ福島県の中で特別扱いをして、他の産業はどうなのかと思います。産業界全体として公平であるべきだと思います。

当然、賃金についてですので、各企業でそれなりに収益が上がれば賃金に還元するという基本的な考えは経営者の皆さんお持ちかと思っておりますので、労働組合のない小さいところに対して、罰則規定付きの法律でもって強制的に従わせるということも、いかがなものかと思っております。

最近、以前と比べて経営環境も厳しくなっておりまして、地賃以上の金額を各企業に押し付けようとしても、なかなかそれは受け入れられないと考えます。

また、国の方針として、今回の選挙で各政党もできるだけ早く1,500円を目指すということをおられて呆れているのですが、どうやって実現していくのか、地方の中小零細企業を早く潰すことが本当に良いことなのかよく考えてほしいです。

(塩澤委員) 計量器の特定最低賃金の審議の必要性の有無についてですが、審議会としての考え方ですが、現時点で地賃が55円アップしますから、最低でも955円というのは、どの産業も通じ合うところだと思います。

以前、資料でいただきました408ページ、計量器の未満率ですが、例えば審議入りをして議論になれば、たぶん決着値はプラス1円でなければいけないという文言もありますから、そういう着地も審議の結果あるのだろうと思います。そのように見ると、今、影響率の人数規模やパーセンテージを見ても、955円、956円という最低限をとっても、影響率が全く変わらないので、そういうことから見ても、大きな影響は発生しないのではないかという見方も出来るように思いますし、当然、委員の心情は分かるものの心情的な内容で議論すべきことなのかどうか、電子部品の産業と違って、計量器は過去に1回お休みをした心情的な背景があって、現在埋没している要因にもなっているという、審議会としてみれば、そういう経過を踏まえると、本当に埋没という言葉だけが、電子部品と同様に議論にあっていいのかという認識を持っております。電子部品についてはこれまで

真摯に議論をしたうえで、埋没してきた経過があるということは、我々労働側も理解いたします。ただ、計量器は休みを1回してしまったという過去の状況がありますから、それがなければということを見ると、非常に重要なテーマになってくるのではないかと感じるところです。

そのところを踏まえてもう一度、考えをいただけないかと思います。

(会長) 今の御意見は回答をお求めでしょうか。

(塩澤委員) 全体的に考えていただければありがたいと思います。

(会長) なお、明言されていない以上は、依然として、計量器等製造業最低賃金改正の必要性の有無について、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。」旨の答申となりますが、それでよろしいでしょうか

《 異議なしの声 》

(会長) それではその内容で答申することといたします。

電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無の答申も含めて事務局は準備をお願いします。それまで休憩といたします。

(休 憩)

(会長) それでは、特定最低賃金(電子部品等製造業、計量器等製造業)の改正決定の必要性の有無について答申を行います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配布】

(会長) 事務局は答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【特定最低賃金業種答申文読み上げ】

3 閉 会

(会長) ありがとうございました。

皆様、長らく審議を尽くしていただきましたことについて、感謝申し上げます。大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。